

していくことを曽指して、子どもの権利についての条例をつくる準備を進めています。 ピメョウスハು ギᢐん 条例の素案(もととなる案)ができましたので、紹介します。

けんり じょうやく

ことでも(0~17歳の人)が、おとなと同じように一人の にんげん 人間として『権利』を持っていること、そのなかには子ども ならではの権利もあることなどが書かれています。 世界中の国々が協力して作成し、日本も 1994年に とようやく ないよう さんせい 条約の内容に賛成しました。

《子どもの権利条約の4つの原則》

命を守られ 成長できる

子どもに とって最も よいこと

意見を表明し 参加できる

差別のない

どうして武蔵野市で子どもの権利 じょうれい かしょう 条例(仮称)をつくるの?

すべての字どもが首分らしく、愛心して 暮らすことのできるまち、子どもの権利 が大切にされるまちをつくるための ルールをずっと残していくためです。



もの権利条例(仮称)って どうやってつくっているの?



おとなによる「子どもの権利に関する案例検討委員会」の 意見のほか、 中高生世代ワークショップ「Teensムサカツ」、 5月に行ったパブリックコメント(意見募集)で 寄せられた意見など、字どものみなさんの達も 聴きながらつくっています!

市による条例の素繁ができたの で、流のページから内容を 紹介します。

どれが気になるかな?

条例ができるまで



令和4年3月

令和4年 5月~6月

市のつくる条例 ^{そぁん} 素案についての パブリックコメント

令和4年 11月~12月

(意見募集)

いまここ

令和5年2月

「子どもの権利に関す る条例検討委員会」 での検討が始まる

「Teensムサカツ 2022春」で子ども の権利に関するワ ークショップを実施

いいんかいちゅうかんほうごく 委員会中間報告 についてのパブリ ックコメント(意覚 募集)

条例案の完成、 市議会への提出 (学法)



メッセージを表す部分の



「わたしたち字どもは、条束の希望となる 糧で、無限の可能性や能力があり、それら を発揮することができます。

わたしたちは空和に生活することができ、さらに警 かで充実した人生を歩むことができます。

わたしたちはおとなと簡じように覚覚を言い、話し 合うことができます。

わたしたちは首分らしく生きるために、首分で着え て行動することができます。首分の鬱を、首角に常え て決めることができます。

しかし、そのためには、わたしたちだけではできない こともあり、おとなの諸がや支援が必要です。

わたしたちは、知りたいことを撃び、教育を受ける ことで成長できます。おとなは、未来の社会をつくる 子どもに、十分な教育を受けさせます。

ずっこうせいせたい 中高生世代ワークショップ「Teensムサカツ」や こと 子どものパブリックコメント(意見募集)で寄せられ た意見を参考に、令和4年度Teensムサカツ実行 いいんかい ぜんぶん いちぶ かんが 委員会で前文の一部を考えたので紹介します♪

わたしたちは、デタに感じたり、なやんだり、困った りしたときに、信頼できる居場所で、おとなに稲談した り、筋けを簌めたりすることができます。

おとなと子どもはお登いの権利を理解し、弩重し魯 うことで、それぞれの権利を禁ります。

また、わたしたち子どもはお好いを尊重し合って **行動することができます。**

わたしたちは、自分自身のことを大切に慧い、幸せ を感じられるよう、これらのことを願います。

そして、これらの巓いが届くようなまちであること を望みます。」 このことばを実現できる

安心して生きる権利

が 例えば

字どもが健康に、愛心して監話が でき、筋けを漿めることができる

①いじめの防止

○どんな理由でもいじめをしてはいけない

- Oいじめを受けず、愛心して暮らせる 環境にしていく
- Oいじめが起きたときにそれを 解決するためのしくみをつくる



③暴力・虐待の防止



○子どもが暴力や虐待を受ける ことなく、安心して暮らせる 環境をつくる

子どもの権利条約で決められた、子どもの権利を替 るとともに、8つの権利 を特に対切な権利 として禁ります。

」は、真体的なしくみを説削しています。

②子どもの相談



まちを賞指します!

うだもが直接相談する

ことができる市の相談窓口をつくる

- ○市の相談窓口のほかにも、困りごとや不安に が、感じることなどを気軽に話せる、身近な相談の 場をつくっていく
- 〇相談を受けた人は、子どもの秘密を守る

④子どもの安全・安心



- ○子どもを犯罪や事故などからやる
- ○子どもの施設では、事故が起きない ように取り組む
- ○子どもの施設では、事故などが起き たときには、姿姿を勢り、筒じことが 起きないようにする

じぶん 自分らしく育つ権利

字どもが首分の慧いや考えを 学切にされながら、経会で生き ていくための労を身につける ことができる

⑤すべての --子どもへの支援

○子どもは、一人ひとりに 含った支援を うけることができる



あるけんり遊ぶ権利

字どもが首分のすきなことに 夢中になれる、やってみたいこ とにチャレンジできる



例えば

⑥子どもの居場所

O字どもが、首分らしく Eられる様でな居場所 づくりを述める

- 〇字どもの雑齢、発達にあわせた 字ども

 等所の

 居場所を

 所念する
- ○字どもとおとなが居場所をいっしょ に利用できるように工夫する

やす けんり 休む権利

字どもが体や心がつかれたときに、休むことができる、首分らしく過ごすことができる



自分の意思で学ぶ権利

字どもが学校やそれ以外の様で な場所で、首分の意思で学ぶこと ができる —



きべつ差別されずに生きる権利

字どもが字どもであること、外国にルーツを持つこと、障害があること、性的マイノリティであることなどの理由によって差別を受けず、他の父と生きられる

はぶん きも そんちょう けんり 自分の気持ちを尊重される権利

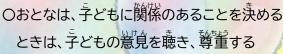
予どもがあかちゃんのときからその気持ち や顔いをきいてもらえる、首分の将来を 首分で選ぶことができる

字どもが意覚を聴かれ、その意覚を 学切にされ、おとなと簡じように 社会の一賞として参加できる



⑦子どもが意見を表すこと

〇字どもは首曲に首分の意覚を 祛えることができる

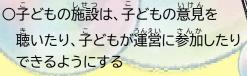


〇字どもは、首分の意覚と簡じように 一花の作の意覚も大切にする

が 例えば

⑧子どもの参加

○字どもは、市のまちづくりに参加できる ○市は、字どもについての計画を決めたり、 評価をするときは、おとなと筒じように 字どもの意覚をきく



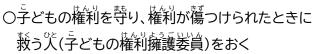


C PERMINETSEME

(1) 子どもの権利を学ぶ

- ○字どもが字どもの権利を知り、学ぶ機会をつくる
- ○おとなも子どもの権利について学ぶ機会をつくる
- ○11 第20 首を武蔵野市 字どもの権利の首として、 字どもの権利を知るための散えを行う

(2) 子どもの権利擁護委員



○字どもは、歩しでもつらい、揺しいときなどは 稲談することができる

(3) 子どもの権利を守るためのおとなの役割





こ子どもの権利を等るためのルールや計画をつくり、 たまれた。 市民や地域と協力して、 子どものための取組を 進める





社会全体で子どもを 発売り支え、子どもの しために市などに 協力 する



こ子どもが愛されて いででででいる。 でするででででいる。 でするでででいる。 ですっている。 ですっている。 ですっている。 ですっている。 ですっことを ですっことを ですっことを

子どもの施設



ですすが進める取組に協力し、 にはっし、 たいせっ 施設が子どもを大切にし、 をかいた。 安心できる居場所になる ようにしていく

こ子どもの権利を守るために協力します



ない。 そ あん とっして パブリックコメント(意見募集)を実施します



ほしゅうきかん れいわ ねん がつ にち か れいわ ねん か か げつ か じつちゃく 幕集期間:令和4年11月15日(火)から令和4年12月12日(月)まで(必着)

子どものみなさんへ

ここから ▶ 意見を教え てください



これを見て、「いいな」「大事だな」と思ったことや「どうかな」と思ったこと、
がとう
感想などみなさんの思いや考えを教えてください。

「子どもの権利条例(仮称)」はみなさんの権利についての条例です。

ぜひみなさんの意見を教えてください!

いただいた意見は、条例づくりにいかしていきます。

市民意見交換会

※前込みは不要です

①11**月26**日(土)午前10時~ (武蔵野市食会館 地卡1階 黛会室)

②11月29日(火)午後6時~ (武蔵野市役所)策模6階 601会議室)

③12月3日(土)午後2時~

(武蔵野筒工会館 4階 市民会議室) ※③のみ手話選託あり(11角24角までにEメールまたはFAXで節込みが必要です)

おとなの方へ

条例素案について、ご意見をお寄せください

○提出方法

氏名・住所・電話番号を明記のうえ、市ホームページ、E メール、 FAX、郵送、直接持参のいずれかによりご提出ください

〇提出先

武蔵野市役所 子ども家庭部子ども子育て支援課子ども政策係 (お問い合わせ 電話:60-1851)

〒180-8777

武蔵野市緑町2-2-28 武蔵野市役所南棟3階

Eメール:sec-kodomokosodate@city.musashino.lg.jp FAX:51-9417

へんしゅう はっこう しき きしのし こ 編集・発行/武蔵野市子ども家庭部 子ども子育て支援課



条例素案の内容や、 パブリックコメント等、 詳細は、左記から市ホーム ページをご覧ください